

第 10 期 中 間 決 算 公 告

2019年12月24日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
株式会社大和ネクスト銀行  
代表取締役社長 中村比呂志

中間貸借対照表 (2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現 金 預 け 金	2,912,331	預 金	3,945,974
有 価 証 券	814,106	譲 渡 性 預 金	100,000
貸 出 金	1,292,951	債券貸借取引受入担保金	229,155
外 国 為 替	9,510	借 用 金	630,400
そ の 他 資 産	53,928	外 国 為 替	9
そ の 他 の 資 産	53,928	そ の 他 負 債	38,880
有 形 固 定 資 産	6	未 払 法 人 税 等	1,030
無 形 固 定 資 産	5,053	そ の 他 の 負 債	37,850
支 払 承 諾 見 返	55	賞 与 引 当 金	91
貸 倒 引 当 金	△ 9	役 員 賞 与 引 当 金	23
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	55
		繰 延 税 金 負 債	2,440
		支 払 承 諾	55
		<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>4,947,086</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		資 本 金	50,000
		資 本 剰 余 金	50,000
		資 本 準 備 金	50,000
		利 益 剰 余 金	34,792
		そ の 他 利 益 剰 余 金	34,792
		繰 越 利 益 剰 余 金	34,792
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>134,792</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,472
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 8,416
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</b>	<b>6,055</b>
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>140,848</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>5,087,934</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>5,087,934</b>

中間損益計算書

〔 2019年 4月 1日から  
2019年 9月 30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経 常 収 益</b>		<b>23,847</b>
資 金 運 用 収 益	14,248	
(うち貸出金利息)	( 7,057 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 6,338 )	
役 務 取 引 等 収 益	22	
そ の 他 業 務 収 益	9,532	
そ の 他 経 常 収 益	44	
<b>経 常 費 用</b>		<b>19,835</b>
資 金 調 達 費 用	10,750	
(うち預金利息)	( 6,406 )	
役 務 取 引 等 費 用	2,766	
そ の 他 業 務 費 用	2,538	
営 業 経 費 用	3,756	
そ の 他 経 常 費 用	23	
<b>経 常 利 益</b>		<b>4,012</b>
<b>税 引 前 中 間 純 利 益</b>		<b>4,012</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,234	
法 人 税 等 調 整 額	13	
<b>法 人 税 等 合 計 益</b>		<b>1,248</b>
<b>中 間 純 利 益</b>		<b>2,764</b>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具備品 4年～18年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署及び審査所管部署が資産査定を実施しております。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、出向従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算基準による支払見積額の当中間期負担分を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算基準による支払見積額の当中間期負担分を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、当社の取締役退職慰労金規程等に基づく当中間期末要支給額を計上しております。

### 6. ヘッジ会計の方法

#### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日)及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジのうちヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているものは、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。それ以外のものについてはヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し両者の変動額を基礎にして判定しております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	322,235百万円
貸出金	686,429百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	229,155百万円
借入金	630,400百万円

その他の資産には、金融商品等差入担保金35,365百万円、保証金156百万円が含まれております。

2. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,508百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが11,508百万円あります。

なお、これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 7百万円

(中間損益計算書関係)

該当ありません。

**(金融商品関係)**

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	2,912,331	2,912,331	-
(2) 有価証券	814,106	817,032	2,925
満期保有目的の債券	142,966	145,892	2,925
その他有価証券	671,140	671,140	-
(3) 貸出金	1,292,951		
貸倒引当金(*1)	△ 2		
	1,292,949	1,292,120	△ 828
資産計	5,019,387	5,021,484	2,096
(1) 預金	3,945,974	3,946,719	744
(2) 譲渡性預金	100,000	100,000	-
(3) 債券貸借取引受入担保金	229,155	229,155	-
(4) 借用金	630,400	630,400	-
負債計	4,905,530	4,906,274	744
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(522)	(522)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(8,602)	(8,602)	-
デリバティブ取引計	(9,125)	(9,125)	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

## (注) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格または取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

## (3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類、期間等に基づき、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。ただし、一部の資産流動化ローンについては、第三者から入手した時価を使用しております。

## 負債

### (1) 預金

預金のうち、要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、当社の信用スプレッドを加味したイールドカーブから算定しております。

### (2) 譲渡性預金

譲渡性預金は、約定期間が短期間（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 借入金

借入金は、将来のキャッシュ・フローを見積もり、同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引、通貨関連取引及びクレジット・デリバティブ取引であり、割引現在価値等により算定した価額によっております。

## (有価証券関係)

### 1. 満期保有目的の債券（2019年9月30日現在）

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	138,266	141,192	2,925
	小計	138,266	141,192	2,925
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	4,700	4,700	-
	小計	4,700	4,700	-
合計		142,966	145,892	2,925

### 2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2019年9月30日現在）

該当ありません。

### 3. その他有価証券（2019年9月30日現在）

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	155,375	146,835	8,539
	国債	98,168	92,320	5,847
	社債	57,207	54,515	2,692
	その他	365,378	349,753	15,625
	外国債券	230,704	223,372	7,331
	その他	134,674	126,381	8,293
	小計	520,753	496,589	24,164
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	50,995	51,810	△ 815
	国債	50,995	51,810	△ 815
	その他	99,391	101,880	△ 2,489
	外国債券	30,318	30,373	△ 55
	その他	69,072	71,506	△ 2,434
	小計	150,386	153,690	△ 3,304
合計		671,140	650,280	20,859

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券はありません。

4. 減損処理を行った有価証券  
該当ありません。

**(金銭の信託関係)**

該当ありません。

**(税効果会計関係)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	141 百万円
控除対象外消費税	73
賞与引当金	28
繰延ヘッジ損益	3,714
その他	44
繰延税金資産小計	4,002
評価性引当額	△ 42
繰延税金資産合計	3,959
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	6,387
その他	12
繰延税金負債合計	6,400
繰延税金負債の純額	2,440 百万円

**(持分法損益等)**

該当ありません。

**(賃貸等不動産関係)**

該当ありません。

**(1株当たり情報)**

1株当たりの純資産額	14,084,811円96銭
1株当たりの中間純利益金額	276,401円66銭

**(単体自己資本比率(国内基準))**

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、39.74%であります。